



# 新年のごあいさつ

尾道市長  
平谷 祐 宏



明けましておめでとうございます。

市民の皆様におかれましては、清々しい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中は、多くの市民の皆様から本市行政に対し温かいご理解とご協力を賜り、感謝を申し上げます。

去年は、国を挙げて東日本大震災からの復興を目指す中で、地方の活性化を後押ししてきた諸施策が見直されるなど、本市に取りましても大変厳しい一年ではありましたが、サイクリングロードやビジターバス等の道路・港湾環境を整備するとともに、新たにマンガをまちづくりに取り入れるなど、都市としての活力の維持・向上を図るべく、多彩な賑わいづくりに取り組んでまいりました。

今年は、2月に鳥根県松江市と姉妹都市の縁組をいたします。これを契機として両市の交流を深めることができれば、中国横断自動車道尾道松江線の利用促進と沿線地域の活性化にもつながり、さらに平成26年度の全線開通時には瀬戸内の十字路としての本市の拠点性が確立されるものと期待しております。

また、7月には海フェスタおのみちを開催します。海を正しく理解し、海の恩恵に感謝し、海に親しむ環境づくりを進める絶好の機会と捉え、『海事都市 尾道』を全国に発信してまいります。

こうした取り組みとともに、造船を始め集積されてきたものづくりの技術の継承や経営力のある農水産業の担い手育成、東アジアとの文化交流、快適な市民生活を支える社会基盤整備や災害対策などを進めてまいります。また、就学前教育から学校教育までの一貫した“尾道の15年教育”を推進し、学びの場として相応しい大学施設を整備するとともに、歴史的風致維持向上計画に基づいて歴史と文化を活かした「風格のある」まちづくりを進めてまいります。そして、医師確保など医療提供体制の維持継続に努めるとともに、介護予防や認知症対策等を進めていきたいと考えております。

今年は、歴史、伝統文化、技術、自然景観といった各地域の特長を大切にしながら、市民の皆様が安心して暮らせるまちづくりと、持続可能な財政基盤の確立の両立を目指す“尾道型市政”の今後5年間の羅針盤となる尾道市総合計画後期基本計画を策定することとしております。

これからも、市民の皆様と協働しながら、次代を担う子ども達が誇りに思えるまち“尾道”の創造に全力を注いでまいりますので、本年も変わらぬご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

今年一年が、皆様にとりまして幸多き一年になりますよう心からお祈り申し上げ、年頭のご挨拶といたします。





# 年頭のごあいさつ

尾道市議会議長

檀 上 正 光

新年明けましておめでとうございます。

市民の皆様には、新しい年を迎え、心穏やかに過ごしのこととお慶び申し上げます。

また、日頃は市議会の活動に対しまして、温かいご理解、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年を振り返ってみますと、3月11日に発生した東日本大震災では、多くの犠牲者を出し、そして日本経済の景気の停滞も余儀なくされました。日本史上類のない大災害であり、今こそ日本人の試練のときを迎えているのだらうと存じます。被災された方々には改めてお見舞い申し上げますとともに、心から一日も早い復興をお祈り申し上げます。

9月に誕生した野田佳彦内閣には、東日本大震災からの早急な復興のための財源確保や福島原発の事故処理問題、また山積している外交上の問題や、環太平洋連携協定(T P P)交渉参加問題等への対応について、総理としての強いリーダーシップを期待したいものであります。

4月には統一地方選挙が行われ、尾道市議会は、議員定数を2名減らして、総数を32名とし、このうち新人議員5名、元議員が2名加わり、会派も各々一新して議員活動が展開されました。

昨今、議会改革について叫ばれており、尾道市議会では、現在、特別委員会を設置して、その取り組むべき課題、例えば議会だよりの発行、議会報告会・出前議会の開催、1日1委員会の開催、一問一答方式の導入等々について目標時期を設定して、目に見える形での議会改革を目指して議論を重ねております。

尾道市は、厳しい財政状況のもと、経済・雇用対策をはじめ、少子高齢化・医療・福祉・産業振興などの課題に直面しており、これらの課題に積極的に取り組むとともに、地方分権改革や地方自治制度の見直しなど様々な制度改革に的確に対応していくことが必要となっています。こうした中で、市議会はこれまで以上に市民の皆様のご多様な意見を真摯に受け止め、市政に反映させてまいりますので、今後とも皆様のご支援、ご鞭撻をいただきますようお願い申し上げます。

年初にあたり、市民の皆様のご健勝とご多幸をお祈り申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

第6回高校生絵のまち尾道四季展 尾道賞決定

# 入賞作品紙上展 (敬称略)

全国22都府県91校より556点の応募があった中から、尾道賞15点・秀作10点・入選130点が決定しました。

## 尾道賞



「老人の忘れ物」ボス美妃  
屋久島おおぞら高等学校(鹿児島県)



「尾道の朝」安居恵里  
県立洲本実業高等学校(兵庫県)



「希望のともしび」岡野 愛  
県立因島高等学校(広島県)



「6時37分」家入瑞穂  
県立尾道北高等学校(広島県)



「緑色の町」亀井謙弘  
県立熊野高等学校(広島県)



「橙の夜」高木未来  
県立竹原高等学校(広島県)



「尾道」松村恵里  
県立廿日市高等学校(広島県)



「重」森口夏帆  
県立安古市高等学校(広島県)



「猫のいる風景」草加明良  
県立岡山操山高等学校(岡山県)



「尾道の朝」大貝優乃香  
県立八幡中央高等学校(福岡県)



「漁船といっしょ」中原奈津美  
県立岩国高等学校(山口県)



「こいのぼるまち」朝日綾菜  
県立府中高等学校(広島県)



「ヒカリ」内山礼華  
市立前橋高等学校(群馬県)



「蒼」福田由奈  
県立熊野高等学校(広島県)



「ロマンチック街道」廣兼 萌  
県立岩国高等学校(山口県)

## 秀作



「黄昏店舗」橋本明日菜  
県立安古市高等学校(広島県)



「尾道のある風景」今井宏子  
市立前橋高等学校(群馬県)



「さんぼ道」坂東はるな  
京都精華女子高等学校(京都府)



「路地中」小川暖加  
明誠学院高等学校(岡山県)



「初夏の日に」上田崇博  
県立洲本実業高等学校(兵庫県)



「朝にかけて薄暗く」  
倉井将志  
県立八幡中央高等学校(福岡県)



「帰り道」竹村奈波  
県立喜界高等学校(鹿児島県)



「踏切」中本有美  
県立熊野高等学校(広島県)



「坂の色づく町」藤田一星  
県立安古市高等学校(広島県)



「猫がいる風景」村田まい  
大阪女学院高等学校(大阪府)

### 第6回高校生絵のまち尾道四季展(尾道賞・秀作・入選作品展)

期間 開催中、1月15日(日)まで

場所 尾道白樺美術館[尾道大学]、尾道絵のまち館、ギャラリー都

※同会中には、尾道市民センターむかいしまロビー、しまなみ交流館、市役所1階ロビー、新尾道駅市民ギャラリーにて、過去の尾道賞作品の一部も展示しています。(いずれも観覧無料)

📍高校生絵のまち尾道四季展実行委員会事務局  
(市立美術館内 ☎0848-23-2281)

# 申告相談を行います～申告はお早めに～

今年も市県民税／国民健康保険料／介護保険料の申告時期が近づいてきました。市では次の日程で申告相談を行います。早めに準備をして、正しく申告しましょう。

## 申告が必要な人は

前年中に所得があった人で、今年1月1日現在、市内に住んでいる人

※前年中に所得がない人でも国民健康保険料、後期高齢者医療保険料や介護保険料の算定のために申告が必要な場合があります。また、こうした保険に本人が加入してなくてもご家族が加入している場合や公営住宅・各種福祉手当等の手続で申告が必要な場合があります。

## 申告をしなくてもいい人は

- 所得税の確定申告をする人
  - 前年中の所得が給与所得のみで、勤務先から市へ給与支払報告書が提出されている人
  - 前年中の所得が公的年金等のみの人
- ※給与所得または公的年金等所得のみの人でも、扶養親族の変更、社会保険料の追加や医療費控除など所得控除を受ける人は申告が必要です。

## 申告をする皆さんへ

◎いろいろな計算は、事前にご自分でお済ませください。

◆事業・農業・不動産所得のある人は収入と必要経費を計算した収支内訳書を作成してください。収入と必要経費が分かる資料の例は次のとおりです。

《事業所得》○収入が分かる伝票など ○前年中に支払った仕入れ額や水道光熱費、消耗品費等の支払額の分かる領収書など ○機械などの購入日と価格の分かる資料(減価償却費の計算に必要)

《農業所得》○収入が分かる出荷伝票など ○前年中に支払った肥料や農薬、農具費などの支払額の分か

る領収書など ○農業用機械などの購入日と価格の分かる資料(減価償却費の計算に必要)

《不動産所得》○賃貸収入が分かる資料 ○賃貸している物件の固定資産税・都市計画税(土地・家屋)課税明細書 ○建物の建築年と取得価格の分かる資料(減価償却費の計算に必要)

◆医療費控除を受ける人は、「①医療費の領収書や購入した薬品名の記載があるレシート」「②健康保険や生命保険などから医療に対する給付を受けた場合はその明細書」が必要です。また、①②それぞれの合計額をご自分で計算してください。(※予防接種や健康診断は医療費控除の対象になりません。)

### ◎注意事項

青色申告、住宅借入金等特別控除、土地建物等や株式等の譲渡所得がある人、税務署から申告案内が届いている人は、税務署または税務署主催の申告会場で申告相談を受けてください。

### ◎申告書の提出は郵送で

申告書を郵送する際は、本人控を切り離して「尾道市提出用」のみを提出してください。添付書類の返送を希望する人は、切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。郵送先は「〒722-8501 尾道市役所市民税課宛」です。

## 申告に必要なもの

◎印鑑(認印) ◎所得の計算に必要な書類、給与や年金の源泉徴収票(原本) ◎国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、生命保険料、地震保険料、医療費、寄附金などの領収書・控除証明書

相談時間 **9:00～12:00、13:00～16:30**(土・日曜日および下表で特に指定している場合を除く)

相談会場 申告相談会場は下表のとおりです。期間のはじめや締め切りが近くなると申告会場が大変混雑することが予想されますので、時間に余裕を持ってお越しください。また、いずれも駐車スペースは限られています。申告にお越しの際は、なるべく公共交通機関をご利用ください。

### ■市民税課管内

申告相談会場	地区	日程
農村環境改善センター	木ノ庄町、美ノ郷町(三成・猪子迫を除く)	2月9日(木)～10日(金)
百島公民館	百島町	2月14日(火)～15日(水) ※15日は9:00～12:00
向東支所	向東町	2月16日(木)～17日(金)
浦崎公民館	浦崎町	2月20日(月)～21日(火)
原田公民館	原田町	2月27日(月)
総合福祉センター	上記日程で都合の悪い人 上記以外の地区の人	2月22日(水)～24日(金) 2月28日(火)～3月2日(金) 3月6日(火)～9日(金) 3月13日(火)～15日(木)

※市役所本庁では申告相談を行いませんので、ご注意ください。

■御調地域		
申告相談会場	地区	日程
上川辺公民館	菅野(菅振興区を除く)、上川辺	2月20日(月) 午前:仁野、平木、大塔、菅(菅振興区を除く) 午後:大蔵、白太
		2月21日(火) 午前:中原、大町、三郎丸 午後:岩根、本
河内公民館	河内(大田を除く)、今津野	2月22日(水) 午前:丸河南 午後:徳永
		2月23日(木) 午前:丸門田 午後:野間
		2月24日(金) 午前:今田、植野 午後:津蟹、福井
御調文化会館 2階	大和	3月5日(月) 午前:千堂、下山田 午後:大山田
	綾目、菅野(菅振興区のみ) 河内(大田のみ)	3月6日(火) 午前:綾目 午後:山岡、大原、菅(菅振興区)
	市	3月7日(水) 午前:公文 午後:大田
		3月8日(木) 午前:貝ヶ原 午後:江田、国守
		3月9日(金) 市、花尻
		3月12日(月) 午前:神 午後:高尾、平、釜窪
上記日程で都合の悪い人	3月14日(水)~15日(木)	

■向島地域		
申告相談会場	地区	日程
尾道市民センター むかいしま	向島町の区域	2月13日(月)~17日(金) 2月27日(月)~3月2日(金) 3月12日(月)~15日(木)

■因島地域(詳しくはお知らせカレンダーの裏面をご覧ください。)		
申告相談会場	地区	日程
因島総合支所	因島重井町、因島大浜町	2月9日(木) 所得税の還付申告のみ
	因島三庄町、因島椋浦町 因島鏡浦町	2月10日(金) 所得税の還付申告のみ
	因島土生町	2月13日(月) 所得税の還付申告のみ
	因島田熊町	2月14日(火) 所得税の還付申告のみ
	因島中庄町、因島外浦町	2月15日(水) 所得税の還付申告のみ
	因島土生町	2月16日(木)~17日(金)
	因島田熊町	2月27日(月)~28日(火)
	因島中庄町、因島鏡浦町 因島外浦町、因島大浜町	3月7日(水)
	因島土生町、因島田熊町	3月8日(木)
	因島三庄町、因島椋浦町	3月9日(金)
	因島重井町	3月12日(月)
上記日程で都合の悪い人	3月13日(火)~15日(木)	
因島市民会館	因島全域	2月21日(火)~22日(水) ※9:15~12:00、13:00~16:00
重井公民館	因島重井町	2月24日(金) ※9:15~12:00、13:00~16:30
中庄公民館	因島中庄町、因島鏡浦町 因島外浦町	3月1日(木) ※9:15~12:00、13:00~16:30
	因島中庄町、因島大浜町	3月2日(金) ※9:15~12:00、13:00~16:30
三庄公民館	因島三庄町	3月5日(月) ※9:15~12:00、13:00~16:30
	因島三庄町、因島椋浦町	3月6日(火) ※9:15~12:00、13:00~16:30

■生口島地域(詳しくはお知らせカレンダーの裏面をご覧ください。)		
申告相談会場	地区	日程
生口島開発 総合センター	名荷、垂水、田高根、荻、宮原、 御寺、因島原町、因島洲江町	2月7日(火) ※13:30~15:30/所得税の還付申告のみ
	田高根、荻、宮原、御寺、因島 原町、因島洲江町	2月16日(木) ※13:30~16:00
瀬戸田市民会館	林、中野、鹿田原、沢、瀬戸田、 港、福田、高根	2月8日(水) ※13:30~15:30/所得税の還付申告のみ
	生口島全域	2月23日(木) ※9:15~12:00、13:00~16:00
瀬戸田支所	名荷、林、鹿田原、沢、中野	2月17日(金) ※9:00~12:00、13:00~16:00
	瀬戸田、高根、垂水、福田、港	2月20日(月) ※9:00~12:00、13:00~16:00
	生口島全域	2月21日(火) ※9:00~12:00、13:00~16:00
いきいきサロン東生口	因島原町、因島洲江町	2月23日(木) ※9:15~12:00、13:00~15:00

市民税課市民税係 ☎0848-25-7154 保険料係 ☎0848-25-7145  
 因島瀬戸田税務課因島市民税係 ☎0845-26-6227 瀬戸田支所住民福祉課福祉保険係 ☎0845-27-2214

# 尾道税務署

平成23年分所得税の確定申告期間など

平成23年分所得税の  
確定申告期間は、

**2月16日(木)から  
3月15日(木)まで** です。

※還付申告の場合は、2月15日(水)以前でも申告書を提出することができます。

## 申告書の作成・提出は インターネット e-Taxか郵送等で

確定申告期間中の申告会場は、混雑が予想されます。申告書はご自分で作成し、「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」か郵送等で提出することをおすすめします。

○国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、所得税の確定申告書や青色申告決算書などを作成することができます。こちらは、24時間ご利用いただけます。

**国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/>**

※ご利用条件など、詳しくは画面でご確認ください。

○「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」は、1月16日(月)～3月15日(木)の期間24時間ご利用いただけます。

**e-Taxホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp/>**

※ご利用に当たっては、事前に手続き・準備が必要です。

## 申告会場の 開設日程

地区	開設日	受付時間	場所
尾道市全域	1月23日(月)～3月15日(木)	9:00～16:00	尾道税務署
因島地域	2月21日(火)・22日(水)	9:15～16:00	因島市民会館
瀬戸田地域	2月23日(木)	9:15～16:00	瀬戸田市民会館

※例年、申告会場開設期間中、3月に来署者が集中しています。早めの提出をお願いします。

## 年金所得者の申告手続きが簡素化されました

平成23年分の確定申告から、その年中の公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、その年分の所得税について確定申告書の提出が不要となりました。

※この場合であっても、所得税の還付を受けるための申告書を提出することができます。

※公的年金等以外の所得金額が20万円以下で所得税の確定申告書の提出を要しない場合であっても、住民税の申告が必要です。

## にせ税理士にご注意ください！

税理士登録のない人が、税務書類の作成・申告手続の代理や、税務署などへ納税者の代理人として交渉するなどの税理士業務を行うことは、法律により禁止されています。

税務相談や申告書の作成について依頼する場合は、登録のある税理士であることを確認のうえ、ご相談ください。

## 「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」をご利用ください

「e-Tax」、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の操作方法等に関するお問い合わせは、「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」へお問い合わせください。

電話番号 ☎0570-015901

選択番号 音声ガイダンスに従い、希望の番号を選択してください。

「e-Tax」の操作方法・エラー解決方法⇒「1」

「確定申告書等作成コーナー」操作方法⇒「2」

☎尾道税務署(☎0848-22-2131)

# 新たな在留管理制度、特別永住者の制度がスタートします！

平成24年7月、新たな在留管理制度が導入されます。この制度は、法務大臣が外国人の在留管理に必要な情報を継続的に把握するために導入される制度で、これにより適法に在留する外国人の利便性もさらに向上するものです。

具体的には、

●「在留カード」が交付されます。

「外国人登録証明書」が廃止され、「在留カード」が交付されます。

●在留期間が最長5年になります。

在留期間の上限が「3年」の在留資格については、在留期間が「5年」となります。

●みなし再入国許可制度が導入されます。

有効な旅券および在留カードを所持する外国人が、出国後1年以内に再入国する場合は、原則として再入国許可を受ける必要がなくなります。

合わせて、特別永住者の制度が変わります。

具体的には、

●「特別永住者証明書」が交付されます。

「外国人登録証明書」が廃止され、「特別永住者証明書」が交付されます。

●みなし再入国許可制度が導入されます。

有効な旅券および特別永住者証明書を所持する特別永住者が、出国後2年以内に再入国する場合は、原則として再入国許可を受ける必要がなくなります。

※外国人登録制度は廃止されます。

※詳しくは、法務省入国管理局のホームページをご覧ください。

🌐 [http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact\\_1](http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1)

[http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact\\_2](http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_2)

📍 外国人在留総合インフォメーションセンター  
(☎0570-013904)

市民課戸籍係(☎0848-25-7150)

## Q & A

Q: 現在持っている外国人登録証明書は、すぐに「在留カード」または「特別永住者証明書」に換える必要がありますか。

A: すぐに在留カードに換える必要はありません。新制度導入後から一定期間は、現在お持ちの外国人登録証明書を在留カードとみなすこととなります。

## 公的個人認証(電子証明書) ～電子証明書の発行が必要な人はお早めに～

e-Tax(国税電子申告・納税システム)等、公的個人認証サービスを利用した行政手続きを行う際に必要な「電子証明書」の発行を行っています。

申請に必要なもの

- ①住民基本台帳カード(所持していない場合は別途カード申請が必要)
- ②官公署発行の写真付き本人確認書類 [運転免許証(現住所と記載が異なる場合は事前に警察署での住所変更が必要)またはパスポート等所持していない場合は、写真付き住民基本台帳カード]

申請場所 本庁市民課、因島総合支所市民生活課、御調支所住民課、向島支所住民福祉課、瀬戸田支所住民福祉課

申請者 原則本人申請(代理人の場合は即日交付できません。本人宛照会回答書を送付後、印鑑証明書

と代理人の運転免許証等写真付き本人確認書類が必要となります。)

手数料 500円

有効期間 3年間(住所、名前等に変更があった場合は失効)

3月9日までの毎週金曜日は電子証明書の発行を午後7時まで時間延長します。

実施日 1月13日・20日・27日  
2月3日・10日・17日・24日  
3月2日・9日

実施場所 本庁市民課、因島総合支所市民生活課

📍 市民課住民係(☎0848-25-7160)

🌐 電子申請書(公的個人認証) <http://www.jpki.go.jp/>  
ICカードリーダーライター <http://www.jpki-rw.jp/>  
e-Tax(国税電子申告・納税システム)

<http://www.e-tax.nta.go.jp/>